

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月27日(木) 15時25分から17時07分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(14人・議席番号順)

会長	木幡孝雄
会長職務代理者	又村克茂
委員	12人
4. 欠席委員 2人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 6 議案2 利用権の中途解約について(農地法第3条・基盤強化促進法)
 - 7 議案3 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 8 議案4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案5 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 10 議案6 滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について
 - 11 議案7 農地法第32条第3項の規定に基づく公示について
 - 12 協議1 滝川市農業委員会活動方針について
 - 13 協議2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 2 1 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 1 5 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。本日、畠山委員、山口委員より欠席の届出があります。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 3 番、太田委員、 4 番、長谷川委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによってよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 2 件です。 1 番、北滝の川 番、 さんと さんの解約です。昨年、 さんの農地を さんに売却するために分筆し、売買予定だったのですが、 さんが亡くなられたため、旧地積の賃貸を解約し、議案第 5 号で賃貸借することにしたものです。

		2番、江部乙町 番、 さんと さんの解約です。議案第3号、 さんの息子で さんに農地を譲渡することに加え、土地改良区の基盤整備事業で新しい地番になったことから解約し、新しい地番で譲渡するものです。 以上、本案件は、賃貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第1号について、原案のとおり決定とします。次に議事日程6番、議案第2号、利用権の中途解約について事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第2号、利用権の中途解約について説明します。今月は2件です。
		1番、江部乙町 番、 さんと さんの基盤強化促進法使用貸借の解約です。貸主の申出により昨年、隣接地を取得した さんに譲渡するため解約するものです。 2番、江部乙町 番、 さんと さんの農地法第3条使用貸借の解約です。住宅に隣接した農地で息子の さんに譲渡するため解約するものです。この農地は議案第4号で5条転用予定です。以上、本案件は、合意解約がなされており、貸借の解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了いたします。議案第2号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第2号について、原案のとおり決定とします。

説 明 員	議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転 3 件、賃貸借権設定 1 件、使用貸借権設定 1 件です。 1 番、江部乙町 番、登記地目「畑」28,403 m²、 さんから さんへの所有権移転、無償譲渡です。新規就農者である さんが昨年、隣接地の さんの農地を取得しましたが、こちらも相続による遠隔地の農地管理困難のため農地を取得したものです。相続費用、登記費用を さんが支払うことで農地については、無償譲渡となりました。 2 番、江部乙町 番、現況地目「畑」1,287 m²、 さんから さん、期間は令和 9 年 3 月 30 日まで。 さんは今回、 の農地の一部を畑地化申請したのですが、登記簿地目「用悪水路」の申請地も一部畑地となっていたことから使用貸借することとなったものです。 さんも さんもお互い知らずにいて、今回の申請で初めて知ったそうです。 3 番、江部乙町 番、地目「田」8,394 m²、 さんから さんへの所有権移転です。現在、 で貸借中の農地ですが法人経営安定化のため、また さんも老齢による農地の維持管理困難なため、総額 800,000 円、反当たり 95,300 円で売買します。 4 番、江部乙町 番、地目「田」134,114.35 m²、 さんとの賃貸借です。期間は 10 年です。令和 3 年 1 月に基盤強化促進法による農地利用計画により貸借権設定したのですが、経営安定化のため賃貸料を再設定することになり、反当たり 3,000 円から 6,000 円としましたが、現在一法人の従業員がその法人の経営者に利用集積することは適当ではないことから今回金額設定に合わせすべて 3 条としたものです。 5 番、江部乙町 番、地目「田」91,671 m²、「畑」2,657 m²、 さんから さんへの所有権移転です。土地改良区の基盤整備事業で新しい地番になったことから、 さんの息子で さんに農地を法人経営安定化のため、無償譲渡するものです。以上で説明を終わります。
--------------	--

議 委 説 明 員	長 員 員	説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑意見を求めます。 農業法人と 3 条の貸借について、もう一度説明願います。 基盤強化法、中間管理の法律では農地集積はその農地を集積するため に一番適当な農業者を当てることから農地の貸借権が与えられるもので すが、一家族法人の法人の経営を担っている者で農地を所有している場 合、通常はその法人が賃貸借することがほとんどで経営移譲で親から子 に貸すのと同じでありその場合は農地法 3 条で貸借しているのと同じよ うに一家族法人の関係者のその法人への貸借は賃貸借であっても農地法 第 3 条を適用することが適当との見解から 3 条としています。
議 委 説 明 員	長 員 員	他にございませんか。 1 番の さんはいまだに耕作している様子はないが大丈夫なのか。 夏に農地パトロールで農地確認の際は今年はおこすだけで花を植える のは来年以降になるとのことでした。
委 説 明 員	員	経営計画をもう一度出させるべきではないか。 今後の計画について再度確認することとします。
議 各 議	長 委 員	他にございませんか。 (なしの声あり)
議 各 議	長 委 員	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可 相当とすることによろしいですか。 (異議なしの声あり)
説 明 員	長	議案第 3 号について、原案のとおり決定とします。 まもなく 16 時となることから農業委員会会議規則第 7 条により会議 を延長します。 議事日程 8 番、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申 請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明 いたします。今月は所有権移転 3 件です。 1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、転用面積 876 m²、農用地区域 内、譲渡人 さん、転用目的は農機具格納庫の建築です。譲受人は、経

	営規模の拡大に伴い農機具が増え、既存の納屋では収納しきれなくなったことから、譲渡人である父から申請地の贈与を受けて格納庫を建築したいとするもので、別添資料に位置図、工期は備考欄に記載のとおりです。 申請番号 2 番及び 3 番は転用目的が同じなので併せて説明します。 2 番、幸町 番、現況地目「畑」、転用面積 205 m²、第一種住居地域内で、譲渡人は、 さん。 3 番、幸町 番、現況地目「畑」、転用面積 205 m²、同じく第一種住居地域内で、譲渡人は、 さん、譲受人はどちらも さん、転用目的は一般住宅の建築です。譲受人は、現在借家に居住していますが、手狭で何かと使い勝手が悪いとため、申請地を取得して自己の住宅を建築したいとするものです。別添資料に位置図、工期は備考欄に記載のとおりです。 申請番号 1 番は周辺の農地等への影響はなく、また申請番号 2 番及び 3 番はいずれも用途区域内にある第三種農地ということで、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、転用して申請に係る用途に供することが認められますので、審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 4 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 号については原案のとおり決定いたします。
	議事日程 9 番、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が 49 件です。1 番から 4 2 番までは基盤強化促進法による利用集積計画

	の期間満了に伴い、引き続き中間管理の促進計画で貸借するものです。 1 番、2 番、二の坂町 番、地目「田」、882 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 3 番、4 番、二の坂町 番、地目「田」、3,187 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 5 番、6 番、二の坂町 番、地目「田」、1,664 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 7 番、8 番、二の坂町 番、地目「田」、882 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は2年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 9 番、10 番、南滝の川 番、地目「田」、7,953 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 11 番、12 番、東滝川 番、地目「田」、29,924 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 13 番、14 番、東滝川 番、地目「田」、18,912 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 15 番、16 番、北滝の川 番、地目「田」、78,753 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 17 番、18 番、北滝の川 番、地目「畑」、1,374.70 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 19 番、20 番、江部乙町 番、地目「畑」、14,282 m²、 さんから
--	---

	北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 2 1 番、2 2 番、江部乙町 番、地目「田」、11,648 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、6,900 円です。 2 3 番、2 4 番、江部乙町 番、地目「田」、5,772 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、7,500 円です。 2 5 番、2 6 番、江部乙町 番、地目「畑」、30,605 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は1 0 年間、10a 当りの賃借料は、1,750 円です。 2 7 番、2 8 番、江部乙町 番、地目「田」、15,488 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 2 9 番、3 0 番、江部乙町 番、地目「田」、19,693 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 3 1 番、3 2 番、江部乙町 番、地目「田」、31,134 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 3 3 番、3 4 番、江部乙町 番、地目「田」、20,189 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、 番が 5,000 円、 番が 2,000 円です。 3 5 番、3 6 番、江部乙町 番、地目「田」、28,940 m²、「畑」3,602 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、田が 5,600 円、畑が 3,000 円です。 3 7 番、3 8 番、江部乙町 番、「畑」17,722 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、2,850 円です。
--	---

議 長	39番、40番、江部乙町 番、地目「畑」、126,174.99 m²、 から北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 41番、42番、江部乙町 番、地目「畑」、120,486 m²、滝川市長から北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 43番からは新規の計画になります。 43番、44番、北滝の川 番、地目「田」、31,786 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は1年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 さんが亡くなったことで売買を1年延ばしたことから貸借期間1年となったものです。 45番、46番、江部乙町 番、地目「畑」、10,811.24 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。これまで さんが賃貸借していましたが、圃場への出入がしづらいことから更新しないこととなり、隣接地耕作者の が借りることとなりました。 47番、48番、江部乙町 番、地目「田」、44,898 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、11,210 円です。 さんの高齢による農業廃業に伴い隣接地耕作者である さんに賃貸借することとなったものです。賃借料11,210 円は土地改良区の賦課金の対象面積で積算したので平均単価11,500 円より若干下がりました。 49番、東滝川 番、地目「田」面積28,681 m²、北海道農業公社から さんへの賃貸借で期間は令和12年1月14日まで、賃貸料は売買価格、6,596,000 円の1%、65,960 円です。農地保有合理化事業により さんの農地を さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。議案第5号申請番号1番から8番、33番から36番を除く37件について、質疑意見を求めます。
-----	---

委 員	4 3 番、4 4 番が新規扱いになっているのは分筆したからですか。
説 明 員	その通りです。分筆前は内番扱いで貸借していたのですが、分筆したことから新しい地番設定されたことにより設定したものです。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 5 号申請番号 1 番から 8 番、3 3 番から 3 6 番を除く 3 7 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号申請番号 1 番から 8 番、3 3 番から 3 6 番を除く 3 7 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 5 号申請番号 1 番から 8 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 6 : 1 7 退室)
議 長	申請番号 1 番から 8 番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 1 番から 8 番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号申請番号 1 番から 8 番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 1 8 入室)
議 長	次に議案第 5 号、貸借権設定申請番号 3 3 番から 3 6 番については、私の案件になるので議長を会長職務代理に引き継ぎします。
職 務 代 理	議長を引き継ぎします。
議 長	貸借権設定申請番号 3 3 番から 3 6 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員 1 6 : 1 9 退室)
議 長	貸借権設定申請番号 3 3 番から 3 6 番について、質疑意見を求めま

各 委 員	す。
議 長	(なしの声あり)
	質疑意見を終了いたします。議案第 5 号、貸借権設定申請番号 3 3 番から 3 6 番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 号、貸借権設定申請番号 3 3 番から 3 6 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 1 6 : 2 0 入室)
職 務 代 理	会長が戻りましたので、議長を退任します。
議 長	議長を引き継ぎます。
	議事日程 1 0 番、議案第 6 号、滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見についての審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 6 号、滝川市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見農振農用地区域からの農地の一部除外農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項に基づき滝川市長から農業委員会に意見を求められましたのでお諮りするものです。除外する農地は、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積は 454 m ² 。所有者及び申請者は、 さん、除外理由は農家住宅の建築です。2 月の総会で農地法第 4 条申請として可決いただいたところでは、このことについて農業委員会として意見があれば市長に提出したいと思いますので審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第 6 号については、「特に意見なし」と回答することによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 6 号については、「特に意見なし」といたします。
	議事日程 1 1 番、議案第 7 号、農地法第 3 2 条第 3 項の規定に基づく公示について審議を求めます。事務局に説明を求めます。

説 明 員	議案第 7 号、農地法第 3 2 条第 3 項の規定に基づく公示について説明いたします。 1 番から 4 番までの農地は現在、 さんが利用集積計画による耕作を行っていましたが、所有者が令和 4 年 1 月頃に亡くなり、耕作の継続が困難になったことから、農地法施行規則第 7 8 条第 2 項に基づく申出があり、相続人の調査を行ったところ、相続対象者がすべて相続放棄をしているため、権利設定に必要な 2 分の 1 を越える持分を有する者を特定できませんでした。農地の所有者を確知できない場合、その旨を公示することになっていることから今回公示を行うものです。 今後の事務の流れですが、公示の日から起算して 6 か月以内に過半の所有者から申出があれば利用意向調査を行います。すべての相続対象者が相続放棄をしているので申出は出ず、利用意向調査も行うことにはならないと考えられます。申し出がない場合は農地法第 4 3 条第 1 項に基づき、農地中間管理機構である北海道農業公社に対しその旨を通知し、農地中間管理機構は北海道知事に対してその旨を通知し、当該農地に利用権を設定すべき旨の裁定を申請し、知事の裁定後、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手に貸し付けることができるようになる予定です。以上で終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員	決定になるまで耕作できないのか。
説 明 員	決定するまで待っていると遊休農地化してしまうので、 さんには引き続き耕作をしていただき、今年度については供託書という形でこれまでの賃貸料相当額を法務局に納める形にします。
議 長	他にございませんか。
委 員	この農地は買うことはできるのか
説 明 員	現行法では難しいです。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第 7 号については、許可申請は許可相

各 委 員 議 長 説 明 員	当とすることよろしいですか。 （異議なしの声あり） 議案第 7 号については、原案のとおり決定いたします。 議事日程 1 2 番、協議第 1 号、滝川市農業委員会活動方針について協議を行います。事務局に説明を求めます。 協議第 1 号について、説明を申し上げます。 協議第 1 号令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年間における滝川市農業委員会の活動方針を定めるもので、重点活動目標及び活動計画について 7 項目記載しています。昨年と同様の内容となっております。主なものをかいつまんで説明いたします。 次の頁をお開き下さい。別紙様式 1、令和 7 年度最適化活動の目標の設定（案）でございますが、これにつきましては今月の総会に提案し、承認の後、北海道農業会議に報告し、確認後、最終的には公式ホームページ等で公表することになりますので、この内容で令和 7 年度の活動目標としてご承認をいただき、数値等に調整があった場合は改めて皆さんに報告することで、ご了解いただきたいと考えております。「Ⅰ 農業委員会の状況」については特に申し上げることはありません。「Ⅱ 最適化活動の目標」ですが、3 ページ目の「2 最適化活動の活動目標（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、昨年同様、記録簿の作成を全委員に義務付け、引き続き北海道の平均 1 カ月当たり 5.3 回を目標とします。農業委員会の総会で最低月 1 回、他に地区の農業者と話したり、相談したりということもそれぞれすべて 1 件として構いませんのでさほどハードルは高くないと思いますので昨年同様よろしくお願いいたします。「（3）新規参入相談会の参加目標」ですがこちらも引き続き都道府県や市町村が実施する新規参入相談会への 1 名以上参加を継続します。7 年度も農政課、JA たきかわが参加している相談会の参加等を行います。 次に別紙 2 ですが、令和 7 年度の年間業務計画を載せております。定期総会についてはこの日程で会議室を予約しておりますが、農繁期等に
-----------------------------------	---

		については日程や開始時間をその都度調整させていただきたいと考えております。また、特別委員会につきましても例年どおり開催したいと考えております。その他の各業務については記載のとおりです。なお、総会終了後の公告日について、未定になっておりますが、現在農地中間管理機構である北海道農業公社と調整中です。これまで公告日は総会終了後1週間以内には行ってきたところですが、中間管理事業の導入以降は翌月15日で公告してきましたが、新年度は滝川市以外の全ての市町が中間管理事業になるため公告日がまだ確定できていない状態のため、随時差し替えしていく予定です。以上で説明を終わります。
議 委 員 長	説 明 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 別紙2の活動計画であっせん委員会が8月から12月となっているが、その前の月である4月からあっせんはできないのか。 農業公社の資金繰りの都合で現状は難しい。なぜなら新年度の資金繰りで融資を受けるために北海道に債務保証をしてもらう必要があるがその債務保証は道議会で議決しないと出来ない。道議会が終わってからだとすると早くても6月以降となるとのことで説明を受けてきたが即売については買い手の資金を公社経由で回すことで売り手に出すことで早い時期からの売買が可能になるかもしれません。
議 各 委 員 長	説 明 員	他にございませんか。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり) 協議第1号については、原案のとおり決定といたします。 議事日程11番、協議第2号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について協議を行います。事務局に説明を求めます。 協議第2号について、説明を申し上げます。 この指針については、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させ、毎年修正し、令和7年度からの指針とするものです。以

議長 各委員 議長 各委員 議長	下、簡単に説明させていただきます。 第1 基本的な考え方について変更に至った理由の説明なのでお目通ししていただければと思います。特に昨年と変更はございません。 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法については、2ページから5頁途中までは、令和7年度滝川市農業委員会活動方針に基づき、 1 遊休農地の発生防止・解消について 2 担い手への農地利用の集積・集約化について 3 新規参入の促進について 大きく3項目について10年後の目標を具体的に進めていくものとなっています。 数値については、昨年同様センサスや統計より抜粋したものとなっております。 これまで遊休農地0haでしたが、昨年 町の農地について、相続土地国庫帰属制度による国庫帰属となったことから遊休農地が発生することとなりましたので、目標0にできればと考えております。 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割として5項目上げておりますが、基本的には農業委員の皆様がこれまで活動してきたことを改めて述べているものです。滝川市は令和6年度より地域計画をスタートさせているので「地域計画」を踏まえて適正にやっていただければ問題はありませので、引き続き滝川市やJAたきかわ等の相互連携により滝川市全体の一体的な運動として地域の農業発展に取り組んでいただくよう今年度もよろしくお願いいたします。以上です。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了します。協議第2号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。 (異議なしの声あり) 協議第2号については、原案のとおり決定いたします。 本日の議案については、以上でございます。
---	--

議 長 説 明 員 議 長	それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。 (各推薦委員から事務連絡あり) その他、事務局からお願いいたします。 (行事日程について資料に基づき報告) 第２２回総会は４月２５日１４時００分からということで決定します。 以上をもちまして、第２１回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(１７：０７)
------------------------------------	---